令和９年度平泉町地域おこし協力隊【業務委託型】募集要項

■募集ミッション名：

平泉を、もっとワクワクするまちに。

～ 空き店舗活用 × 賑わい創出プロジェクト ～

１．活動内容

① ミッションについて

「平泉を、もっとワクワクするまちに。」をテーマに、中尊寺通りを中心とした空き店舗・未活用施設や、歴史・文化・観光・食などの地域資源を活用し、人が集まり、滞在し、また訪れたくなるまちをつくります。地域の人や事業者とつながりながら、隊員自身のアイデアを活かして企画を実践します。

② 具体的な活動内容

活動は、大きく分けて「空き店舗及び未活用施設の活用」「体験コンテンツの企画及び造成」「賑わいの創出」の３つとなり、それぞれ以下のような活動となります。

・空き店舗及び未活用施設の活用

中尊寺通りを中心に、空き店舗や未活用施設の状況を把握し、地域事業者や関係者と連携しながら、イベントや新たな活用方法を企画・実施します。

・体験コンテンツの企画及び造成

平泉の歴史・文化・観光・食・人などの地域資源を組み合わせ、観光客が町を「見るだけ」でなく、滞在して楽しめる体験コンテンツを企画・造成し、継続的な実施を目指します。

・賑わいの創出

町内事業者、観光関係者、住民、地域団体等とのつながりを築き、平泉の「ひと」と「まち」をつなぐイベントを企画・運営します。継続的な企画へ発展させ、地域全体の賑わいにつなげます。

③ 地域への効果

空き店舗や未活用施設の活用を進め、観光客が立ち寄り、買い物や体験を楽しめる場所を増やします。また、地域資源を活用した体験や継続的なイベントを通じて、平泉をより深く知り、好きになってもらう機会を創出します。中尊寺通りから町全体へ賑わいを波及させ、関係人口・交流人口の増加と地域の活性化につなげます。

２．活動イメージ

◆１年目

まずは平泉の現状や地域資源を把握し、町内事業者、住民、観光関係者等との関係を築きます。地域の課題や可能性を理解しながら、既存の地域資源を活用したイベントの企画・実施にも挑戦し、地域で活動するための基盤をつくります。

◆２年目

１年目に築いた地域とのネットワークを活かし、中尊寺通りの空き店舗・未活用施設を活用したイベントやワークショップを開催します。また、歴史・文化・観光・人・食などの地域資源を組み合わせた体験コンテンツを造成し、観光客の滞在時間や平泉への関心を高める取組を進めます。

◆３年目

これまでの活動で得た経験や地域とのネットワークを活かし、成果の出たイベントや体験コンテンツを継続・発展させます。中尊寺通りで生まれた賑わいを町全体へ波及させ、継続的な地域活動として定着させるとともに、関係人口・交流人口の増加が実感できる状態を目指します。

◆活動終了後のイメージ

３年間の活動で培った地域とのネットワークや企画・運営の経験を活かし、起業やフリーランスなど、自分に合った形で平泉町に関わりながら活動を継続することを想定しています。任期中につくった店舗や活動拠点、イベント、体験コンテンツなどを次の仕事につなげ、地域の賑わいづくりを継続して担う人材として定着することを目指します。

３．募集人数

１名

４．応募資格

（１）申し込み時点で、３大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を町内へ移し、住民票を異動させることができる方

【３大都市圏をはじめとする都市地域等とは…】

① 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、過疎、山村、離島、半島等の対象・指定地域に該当しない地域

② 北海道札幌市、熊本県熊本市

③ 宮城県仙台市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡県福岡市のうち、過疎、山村、離島、半島等の対象・指定地域に該当しない地域

※ 住民票上の住所ごとに詳細な要件がありますので、事前にお問合せください。

（２）年齢は問いません

（３）自身の提案した活動に対し、自発的・計画的に行動できる方

（４）地域住民や役場、関係各所と積極的にコミュニケーションを図り、地域コミュニティ（地域行事、ゴミ拾い等）活動に意欲的に参加できる方

（５）普通自動車運転免許を有する方

（6）心身が健康で、かつ、隊員としての意欲と情熱を持って活動できる方
（7）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

５．求める人物像

町内事業者、観光関係者、住民、行政、地域団体など、さまざまな人と積極的に関わり、地域とのつながりを大切にできる方を求めます。自ら地域の課題や可能性を考え、企画・提案し、周囲と相談しながら形にしていける主体性のある方を歓迎します。また、平泉の歴史・文化・観光・人・食などの地域資源に興味を持ち、それらを活かした新しい企画や体験づくりを楽しめる方を求めます。

６．雇用形態・期間

（1）活動別の雇用形態等は下記のとおりです。
【業務委託型】平泉町と業務委託契約を想定。※町との雇用関係はありません。
（2）隊員の任期は任用（業務委託）の日から令和 10 年３月 31 日までとし、最長３年間まで延長することができます。町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合、若しくは特別の事由がある場合には、任用（業務委託）を取り消すことがあります。

７．勤務条件等

【業務委託型】
（1）委託料の額
委託料の額は、隊員１人当たり 5,500,000 円を上限とします。
内訳：報償費等　年間 3,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）
活動費等　年間 2,000,000 円
（2）勤務時間・休暇等
原則、下記に定める時間及び日数を下限とし、それ以上確保するものとする。
◆活動時間の基準

1日あたりの活動時間	4時間
1週間あたりの活動時間	20時間
1月あたりの活動時間	80時間

◆活動日数の基準

1週間あたりの活動日数	4日
1月あたりの活動日数	16日
1年あたりの活動日数	192日

（３）待遇・福利厚生

・業務委託のため、国民健康保険及び国民年金については、隊員各自で加入する必要があります。

・住居については、隊員自身でアパート等を確保（契約）していただきますが、町営住宅へ入居することも可能です。

（４）活動の拠点

鈴沢スタートアップオフィス（町営施設）

住所：岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢 61

（５）副業の取り扱い

町との雇用関係はないため、委託業務以外に収入を得ることは妨げません。ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。

（６）その他

日常生活における移動手段や活動するうえで自家用車が欠かせません。自家用車の持ち込みをお勧めします。（隊員着任後の車両購入費、車両の借上費やガソリン代は活動費の対象となります※上限あり）。

８．活動経費の負担対象

（１）住居の借上費

（２）活動用車両の借上・購入費

（３）活動用車両の燃料費

（４）作業用道具、消耗品等の購入費

（５）活動に資する出張に要する経費

（６）その他活動に要する経費

９．申込手続

（１）受付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月 28 日（月）まで

（２）提出書類

・平泉町地域おこし協力隊応募用紙（様式１）

・身分証明書（運転免許証等）のコピー

・住民票抄本

（３）提出方法・提出先

郵送又はメールにて下記宛先へご提出お願いいたします。

〒029-4102　岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地２

平泉町役場　まちづくり推進課

Tel：0191-46-5578（内線 222）　Fax：0191-46-3080

メール：kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp

（4）応募前の相談・問い合わせ

活動内容や平泉での暮らし等について、応募前の相談やカジュアル面談を随時受け付けます。一次問い合わせ窓口：株式会社あがらい
（令和８年度平泉地域おこし協力隊募集・採用支援業務受託事業者）
メール：info.agarai@gmail.com

（5）オンライン説明会・地域見学会

募集期間中、オンライン説明会および平泉町での地域見学会を開催予定です。開催日程・申込方法は特設募集サイト・SMOUT 等で案内します。

10. 選考方法

（1）１次選考（書類選考）

応募をもとに書類選考します。１次選考の合否結果は応募者全員に通知します。

（2）２次選考（プレゼンテーション及び面接）

１次選考合格者を対象に、事業プランのプレゼンテーション及び面接の２次選考を実施します。

日程等の詳細については、１次選考結果の通知の際に合格者の方に通知します。

（3）最終（２次）選考結果

最終選考結果は対象者に通知します。

※選考経過についての問い合わせには応じません。